

第 5113 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 11月 21日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 未成年者は取締役就任できる!?

Q：18歳の息子を会社の非常勤役員にしようと思いますが、未成年者でも取締役就任することは認められますか？

A：就任することができます。

【解説】

会社法では、次の者は取締役になることができないとされています。

- ①法人
- ②成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- ③会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反し、又は金融商品取引法等の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④③に法律以外の法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）

したがって、年齢基準はありませんので、未成年者でも取締役就任することはできますが、未成年者の場合には、就任に当たり、法定代理人である親権者の同意が必要になります。

なお、代表取締役や取締役会を設置しない会社の取締役になる場合には、登記手続きをする際に印鑑証明書が必要になるのですが、印鑑証明書は15歳にならないと申請できないこととなっていますので、この場合には、15歳以上でなければ取締役に就任できないということになります。

